

# 労働金庫における 新型コロナウイルス感染症 対策ガイドライン

(令和 2 年 5 月 15 日制定)

(令和 2 年 10 月 1 日改正)

(令和 3 年 2 月 3 日改正)

(令和 3 年 11 月 30 日改正)

(令和 4 年 9 月 30 日改正)

(令和 4 年 11 月 30 日改正)

(令和 5 年 2 月 28 日改正)

(令和 5 年 3 月 13 日改正)

一般社団法人 全国労働金庫協会

## 1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」<sup>1</sup>（以下「政府の基本的対処方針」という。）等を踏まえ、労働金庫が、店舗・センター・本部等において、お客さまおよび役職員等の感染防止に努めつつ業務を継続するための考え方・例示等を取りまとめたものである。

本ガイドライン制定にあたり、まず、労働金庫は社会機能の維持に不可欠な金融インフラとして、特に重要な以下の業務の継続体制を構築することを確認する。

- ✧ 現金供給（預金等の払い戻し）
- ✧ 資金の決済（振り込み、送金、口座振替、手形、小切手の取立）
- ✧ 税公金の取扱い
- ✧ 資金の融通
- ✧ 証券の決済（有価証券の振替決済）
- ✧ 金融事業者間取引（資金繰り）

加えて、以下のとおり、新型コロナウイルスによる影響を受けたお客さまへの迅速、適切かつ柔軟な対応に努める。

- ✧ 新型コロナウイルス感染症により影響を受けたお客さまの生活を支援するため、以下の事項に取り組む。
  - お客さまの生活支援等について、丁寧かつ親身になって相談に乗るとともに、きめ細かく状況を把握する。
  - 既往債務について、お客さまのおかれている状況を踏まえ、返済条件の変更等、迅速かつ柔軟に対応する。
  - 新規融資について、各労働金庫が取り扱う勤労者生活支援特別融資等の特別融資のご案内のか、地方自治体との提携融資等のご案内など、お客さまのニーズに迅速かつ適切に対応する。
- ✧ 個人信用情報の取扱いについて、新型コロナウイルス感染症により影響を受けたお客さまが不利益を被ることのないよう十分留意する。

そのうえで、業務運営に当たっては、法令等および政府や都道府県の要請等に従って感染拡大防止に最大限努めると同時に、お客さまおよび役職員等の健康と人命保護を最優先とし、お客さまに必要なサービスの提供を可能な限り維

---

<sup>1</sup> 内閣官房「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」  
[https://corona.go.jp/news/news\\_20200411\\_53.html](https://corona.go.jp/news/news_20200411_53.html)

持・継続できるよう、本ガイドラインを踏まえた対応を真摯に行うこととする。

- ※ 本ガイドラインの内容は、適宜、必要な見直しを行うものとする。
- ※ 政府の基本的対処方針が改訂された場合、最新の政府の基本的対処方針を確認し、感染の防止に努めるものとする。
- ※ 感染拡大期においては、改めて各労働金庫の感染防止等の対応を確認・徹底いただきたい。

## 2. 新型コロナウイルス感染症対策の基本的な考え方

労働金庫はお客さま・役職員等の健康・人命保護を最優先とすることを大前提とし、そのうえで、労働金庫が提供する業務が社会機能の維持に不可欠な金融インフラであることを自覚し、必要なサービスを可能な限り継続して提供していくことが求められている<sup>2</sup>。

労働金庫は、本店所在地や店舗・センター・本部等の設置地域が労働金庫毎に異なるため、感染対策についても地域ごとの感染状況等の違いにより、各労働金庫が適時適切かつ柔軟に対応することが必要となる。

したがって、感染対策を講じる際には、政府の基本的対処方針、内閣官房「基本的対処方針に基づく対応」<sup>3</sup>や、次に例示する事項も参考に、新型コロナウイルス感染症に関する産業医等の意見・助言等も踏まえつつ、各労働金庫の事情や必要性等に応じた感染対策を検討するものとし、最終的な感染対策およびその実施については各労働金庫の判断に委ねられるものとする。

なお、政府の基本的対処方針等に変更等があった場合には、感染対策についても各労働金庫の判断にもとづき適時適切に見直すものとする。

### (1) 新型コロナウイルス感染症対策の体制構築

- ✧ 感染症対策の体制構築
  - 経営トップが率先し、感染拡大時の業務継続方法（代替要員、業務の優先順位、輪番制、リモート対応など）、感染対策・感染防止策の実行等に係る基本方針や意思決定方法等の整備・構築を行う。
- ✧ 情報収集や情報共有の体制構築
  - 感染拡大の状況、政府等公的機関の発信情報、医療・感染症等の専門家の知識・助言等の収集、ならびに役職員等および同居する家族等の罹患状況の把握を行う。
  - 役職員等に対する感染防止策、罹患者発生時の行動や業務運営方針を徹底する。

---

<sup>2</sup> 政府の基本的対処方針において、金融機関は国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う「事業の継続が求められる事業者」と位置づけられており、「三つの密（密閉、密集、密接）」を避けるために必要な施策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続することが求められている。

<sup>3</sup> 内閣官房「基本的対処方針に基づく対応」 <https://corona.go.jp/emergency/>

## (2) 役職員等に対する感染防止の啓発等

役職員に対して以下の事項を周知する。

- ✧ 内閣官房「基本的対処方針に基づく対応」における「感染防止策について」(別紙1)を周知する。
- ✧ マスクの着用に関しては、重症化リスクの高い人等に感染させない配慮は継続しながら、個人の判断に委ねることを基本とする。ただし、労働金庫が提供する業務は社会機能の維持に不可欠な金融インフラであり、労働金庫には必要なサービスを可能な限り継続して提供していくことが求められている。このため、業務継続の観点、役職員に対してマスク着用を希望されるお客さまに配慮する観点にも鑑み、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の感染対策を講じたうえで、マスクの着用が必要と認める場合には、マスクを着用するよう周知する。
- ✧ 公共交通機関や公共施設を利用する際や職場において、咳エチケットの励行、密閉空間での会話の回避などを徹底する。(通勤ラッシュ時等混雑した公共交通機関を利用する場合にはマスクの着用も推奨する。)
- ✧ 新型コロナウイルス感染症から回復した役職員等やその関係者が、職場内で差別されることがないよう、役職員等に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。
- ✧ ワクチン接種については、厚生労働省ウェブサイト「新型コロナワクチンについて<sup>4</sup>」等を参照する。

## (3) 役職員等や同居する家族等の健康確保

- ✧ 役職員等に対して、新型コロナウイルス感染症への予防意識を高め、出勤前に、体温や新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる症状の有無を確認させる。
- ✧ 新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合、検査や受診を奨励

---

<sup>4</sup> 厚生労働省ウェブサイト「新型コロナワクチンについて」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_00184.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html)

する<sup>56</sup>。

#### (4) 感染防止策の徹底

- ◆ 店舗におけるサービスの内容やセンター・本部等における業務の内容等に応じて想定される感染経路について、お客さまおよび役職員等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、リスクに応じた対策を検討する。
- ◆ 具体的な感染防止策の例
  - こまめな手洗い・咳エチケット、役職員同士の距離確保、入口および施設内へのアルコール等手指消毒液の設置・使用の徹底、職場の換気・清掃など一般的な感染防止策を実施する。(感染防止策を講じたうえで、必要な場合にはマスクを着用する。)
    - ・休憩室、更衣室、車輌内部等の狭い空間での密集を極力回避する。密集が回避できない場合はその空間の容量等に応じ、人数を制限する、動線を分ける、換気、対人距離の確保といった対策を徹底する。(感染防止策を講じたうえで、必要な場合にはマスクを着用する。)
  - 換気については、政府が推奨する以下の対応<sup>7</sup>および「効果的な換気のポイント」(別紙2)も参考に、店舗等の事情に応じて、可能な範囲で取り組む。
    - ・機械換気による常時換気または窓開け換気により必要な換気量の確保に努める(室内環境の目安は温度18°C~28°C、相対湿度40%~70%が望ましい)。
    - ・換気に加え、CO<sub>2</sub>測定装置を設置することや、必要な換気量が確保できない場合は、換気扇、扇風機、サーキュレーター、およびHEPAフィルタ付の空気清浄機等を補助的に併用することも考え

<sup>5</sup> 2022年8月24日付の下記の事務連絡では、重症化リスクのある者以外について、「症状が軽い又は無症状の方について、自らが検査した結果を行政が設置し医師を配置する健康フォローアップセンター等に連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受けることが可能であるため、外来のひっ迫を回避できるよう、積極的に導入・活用すること」とされている。厚生労働省「オミクロン株のBA.5系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000980108.pdf>

<sup>6</sup> 厚生労働省ウェブサイト「新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センターの連絡先」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/covid19-kyushinsoudancecenter.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kyushinsoudancecenter.html)

<sup>7</sup> 内閣官房ウェブサイト「感染拡大防止のための効果的な換気について」

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki\\_teigen.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki_teigen.pdf)

られる。

- 時差出勤・ローテーション勤務・テレワーク・昼休みの時差取得等を積極的に推進する。
  - ・飲食の場面において、座席配置の工夫、アクリル板等パーテーション設置、人数制限、利用時間をずらす工夫等の対策を実施する。
- 会議・講演会・イベント等を主催する際には、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を検討する。

※イベントの開催に際しては、内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策の「イベントの開催制限」に関する最新の情報（制限や留意事項等）を確認し、感染の防止に努める。
- 「男女雇用機会均等法に基づく指針」に定める妊娠中の女性職員等への対応等、職員等の健康状態等に応じた、適切な措置・配慮を行う。
- ✧ 職場における検査等を実施する場合は、以下の対応例も参考にすること。
  - 普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。
  - 出勤前に既に症状を自覚している場合には出勤せず、重症化リスクの高くない方においては自宅で療養することを基本とする。
  - 役職員が発熱など体調不良を訴えた場合等、必要に応じて、抗原定性検査キットを活用して検査を実施する（提携先の医療機関での対応等も含む）。
  - 職場における検査の留意点は以下のとおり<sup>8</sup>。
    - ① 検査を管理する従業員を定めて実施すること
    - ② 国が承認した検査キットを用いること
    - ③ 重症化リスクの高い方は、検査の実施によって受診が遅れることがないように留意すること

## (5) 罹患者発生時等の対応

- ✧ 店舗・センター・本部等において役職員等が罹患した場合
  - 医療機関等、関係機関との迅速な連携と当該機関からの指示にもとづく適切な対応を行う。
  - 罹患者の行動範囲や最終出勤日を踏まえ、必要に応じて罹患者の勤務場所を消毒する。

---

<sup>8</sup> 具体的な手順等については、下記 URL を参照。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001003217.pdf>

（2022年10月19日事務連絡「職場における検査等の実施手順（第3版）について」）

- 特に、オミクロン株は、感染・伝播性が高く、潜伏期間と発症間隔が短いため、感染が急拡大し、それに伴い濃厚接触者<sup>9</sup>が急増することから、店舗・センター・本部等で濃厚接触者とされた者の一律の行動制限の実施は、役職員の不足等に繋がる恐れがあり社会経済活動への影響が大きくなる恐れがある。オミクロン株が主流である中において、事業者等における感染拡大防止対策は、社会経済活動の維持との両立の観点でバランスを取ることが求められていることから、以下の点に留意すること。
  - ・店舗・センター・本部等で感染者と接触があったことのみを理由として、出勤を含む外出を制限する必要がないこと。
  - ・店舗・センター・本部等で感染者と発症2日前以降に接触があった者は、接触のあった最後の日から一定の期間（目安として7日間）はハイリスク者<sup>10</sup>との接触やハイリスク施設<sup>11</sup>への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等感染リスクの高い行動を控えるよう、周知すること。
  - ・店舗・センター・本部等で感染者と発症2日前以降に接触があった者のうち、感染対策を行わずに飲食を共にしたもの等は、一定期間（例えば、5日間の待機に加えて自主的に検査など）の外出自粛を含めた感染拡大防止対策をとること。
- 役職員等が自宅等で療養を開始する際に、当該役職員等から、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類を求めないこと。やむを得ず証明を求める必要がある場合であっても、役職員等が自ら撮影した検査の結果を示す画像等や、自らMy HER-SYS<sup>12</sup>で取得した療養証明書等により、確認を行うこと。
- また、職場に復帰する際に、検査陰性の証明等の提出を求めないこと。

---

<sup>9</sup> 濃厚接触者の待機期間については、最新の政府の基本的対処方針等で確認すること。なお、2022年7月22日付の下記の事務連絡により待機期間は5日間に変更されている。厚生労働省「B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000968056.pdf>

<sup>10</sup> ハイリスク者：高齢者や基礎疾患有する者など感染した場合に重症化リスクの高い方

<sup>11</sup> ハイリスク施設：ハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関

<sup>12</sup> 厚生労働省ウェブサイト「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00129.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00129.html)

## (6) その他

- ✧ 飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項
  - 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の観点から、窓口等に飛沫防止用のシートを設置している場合、シートの材質によっては、着火・燃焼しやすいものがあることから以下の点に留意すること。
    - ① 火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しない。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上、必要な場合にあっては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防炎製品など）を使用する。
    - ② 同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましい。
    - ③ 不明な点があれば、最寄りの消防署に相談する。

### 3. 店舗におけるお客さまおよび役職員等の感染防止

#### (1) 店舗運営の目的

- ✧ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、各労働金庫の業務継続に重大な影響を及ぼす状況においては、以下事項のために店舗運営を行う。
  - ① お客さまの生活の維持と事業の継続に必要不可欠な金融サービスを継続して提供することにより、金融・社会インフラとしての責務を果たす
  - ② 感染拡大防止のために対面での取引を可能な限り少なくすることで、労働金庫の店舗をお客さまおよび役職員等にとり安心・安全な場とし、生活に真に不可欠な業務を継続する
  - ③ 資金供給業務をはじめとする重要業務等に最大限注力するための体制を構築する

#### (2) 店舗運営における基本

- ✧ 感染拡大および金融崩壊を防ぐため、以下事項に留意すること。
  - ① バランスを欠いた業務削減を行わないこと
  - ② 店舗運営の考え方を共有しつつ、労働金庫をご利用のお客さまに対して責任をもって親身に対応すること

#### (3) 店舗内の「三つの密」の回避

- ✧ 感染拡大防止、労働金庫店舗の安心・安全の確保の基本的な考え方は以下のとおり。
  - 「三つの密（密閉、密集、密接）」の回避
  - 人と人との距離の確保 等<sup>13</sup>
- ✧ 店頭における「三つの密（密閉、密集、密接）」の発生を回避するため、各労働金庫の店舗の状況を勘案しつつ、お客さまが他者と十分な間隔を保ってお待ちいただけることが前提となる入店可能人数の目安を算出し、店舗運営を行う。
  - そのほか、入店時の検温等、有症状者の入店を防止する措置の実施や、（整列をさせる場合には）動線や列にマークを付け、視覚的に間隔を確保する等、人と人との十分な間隔を空けた整列を促すといった対応も考えられる。
- ✧ 上記の店舗運営の結果、入店できないお客さまに対しては、非対面取引

---

<sup>13</sup> 感染拡大防止、店舗の安心・安全の確保等の観点から、状況に応じて必要な場合には、お客さまに対して、マスクの着用をお願いすることも考えられる。

や後日の来店をお勧めすることに加え、必要に応じて、予約制の導入等を柔軟に行っていく<sup>14</sup>。

- ✧ とりわけ、「三つの密（密閉、密集、密接）」の発生を回避する観点からは、インターネットバンキングのご利用をお勧めしていくことが重要である（特に自動車税・固定資産税の納付については、ペイジーなどもお勧めする）。

#### **(4) 感染拡大防止と業務継続の両立**

- ✧ 上記(3)の対策を講じたうえで、店頭における「三つの密（密閉、密集、密接）」発生の抑制による感染拡大の防止、ならびに、生活の維持や事業の継続に不可欠な業務の継続を両立させるべく、各労働金庫の状況を踏まえ、必要に応じて各労働金庫の個別の判断による支店取扱業務の検討を実施することが考えられる。
- ✧ 例えば、繁忙日を外して後日来店いただくようなお願い、あるいはお預かりしたうえでの後日処理などを実施することが考えられる。インターネットバンキングやATMによって取扱可能な業務については、同サービスの利用をお勧めし、必要に応じて利用方法のご案内も充実させるなど、お客様の利便が著しく低下しないよう留意するとともに、お客様のご事情に応じて柔軟に対応することが考えられる。

#### **(5) 各労働金庫における公表**

- ✧ 上記の内容を踏まえ、各労働金庫で自主的に決定した店舗運営方針等については、各労働金庫のウェブサイトや店頭ポスター等により公表し、店頭においてもお客様のご協力をお願いすることが考えられる。
- ✧ 併せて、インターネットバンキングやATMで手続きが可能な取引をお客さまに広く周知するため、各労働金庫においてウェブサイト等を用いて情報提供を行っていくことが考えられる。また、店頭においても、既存のポスターやチラシを用いてお客様に説明することが考えられる。

以上

---

<sup>14</sup> このほか、感染拡大防止策として、自治体から提供されている各地域の「通知サービス」を活用し、事前に顧客に周知することや、店頭でのQRコード読み取りを奨励することも考えられる。

## 内閣官房「基本的対処方針に基づく対応」<sup>15</sup>から抜粋

### 感染防止策について

- 新型コロナウイルス感染症の感染経路は、せき、くしゃみ、会話等のときに排出される飛沫やエアロゾルの吸い、接触感染等と考えられていることから、基本的な感染対策が重要です。
- 加えて、政府及び地方公共団体が積極的・戦略的な検査と積極的疫学調査により、感染拡大の起点となっている場所や活動を特定して効果的な対策を講じること、さらに、感染状況に応じて、人流や人との接触機会を削減することが重要です。

基本的な感染対策とは、「三つの密」（①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件をいう。以下同じ。）の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等をいいます。

- このうち「マスクの着用」の考え方については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、令和5年2月10日新型インフルエンザ等対策推進会議「基本的対処方針分科会」で示された「マスク着用の有効性に関する科学的見解」等を踏まえ、感染防止対策としてマスク（不織布マスクを推奨）の着用が効果的である場面などを示すことをします。

①高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスクの着用が効果的な下記の場面では、マスクの着用を推奨します。

- ・ 医療機関受診時
- ・ 高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
- ・ 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス（概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。）に乗車する時（当面の取扱）
- ②新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時は、感染から自身を守るために対策としてマスクの着用が効果的であることを幅広く周知していきます。

③症状がある方、新型コロナ検査陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は、周囲の方に感染を広げないため、外出を控える。通院等やむを得ず外出する時には、人混みを避け、マスクを着用する。

④高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨します。

マスクの着用は個人の判断に委ねられるものでありますから、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めるることは許容されます。

この「マスク着用」の考え方は、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等も考慮し、令和5年3月13日から適用することとします。各業界団体においては、上記及び下記の方針に沿って業種別ガイドラインの見直しを行い、現場や利用者へ周知する。同日までの間はこれまでの考え方方に沿った対応をお願いします（注）。

（注）これまでの考え方方は以下のとおりです。

- ・ 屋内において、他者と身体的距離（2m以上を自安）がとれない場合
  - ・ 屋内において、他者と距離がとれるが会話をを行う場合
  - ・ 屋外において他者と距離がとれず会話をを行う場合
- については、マスクの着用を推奨します。
- ・ また、高齢者等との面会時や病院内など、重症化リスクの高い者と接する場合にはマスクの着用を推奨します。
  - ・ マスクは不織布マスクを推奨します。
  - ・ 屋内において他者と身体的距離がとれて会話をほとんど行わない場合は、マスク着用は必要ありません。
  - ・ 屋外において、他者と身体的距離が確保できる場合、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ありません。特に夏場については、熱中症予防の観点から、マスクを外すことを推奨します。
  - ・ また、乳幼児（小学校に上がる前の年齢）のマスクの着用には注意が必要であり、特に2歳未満では推奨されません。2歳以上の就学前の子どもについても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には推奨しません。なお、本人の体調がすぐれず持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理に着用する必要はなく、マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子どもの体調に十分注意した上で着用してください。

なお、「マスクの着用」の考え方の適用に当たっては、以下の点に留意します。

- マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう周知していきます。
- 子供については、すこやかな発育・発達の妨げとならないよう配慮することが重要であり、保健所等に対してもマスクの着用の考え方を周知します。
- 感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあります。ただし、そのような場面においても、子供のマスク着用については、健康面等への影響も懸念されており、引き続き、保護者や周りの大人が個々の子供の体調に十分注意する必要があります。

「マスクの着用」の考え方の適用後であっても、基本的な感染対策は重要であり、政府は、引き続き、「三つの密の回避」、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行について呼びかけることとします。

また、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更された以降は、基本的対処方針及び業種別ガイドラインは廃止となり、個人及び事業者は自主的な感染対策に取り組むこととなります。政府は、感染症法上の位置づけ変更後も、自主的な感染対策について必要となる情報提供を行なうなど、個人及び事業者の取組を支援していくこととします。

これまでの感染拡大期の経験や国内外の様々な研究等の知見を踏まえ、より効果的な感染防止策等を講じてきます。

<sup>15</sup> 内閣官房「基本的対処方針に基づく対応」別紙1の内容は、2023年3月13日時点。最新の内容は内閣官房のウェブサイト参照。

<https://corona.go.jp/emergency/>

## 内閣官房「新型コロナウイルス感染症対策分科会（第 17 回）」<sup>16</sup>資料から抜粋

### 効果的な換気のポイント

#### 1. 効果的な換気（必要な換気量の確保と空気の流れの配慮）

##### 1-1 必要な換気量の確保は感染対策の基本（必要な換気量の確保）

○機械換気による常時換気を。定期的な機械換気装置の確認やフィルタ清掃等も重要。

機械換気は強制的に換気を行うもので、2003年7月以降は住宅にも設置。通常のエアコンには換気機能がないことに留意  
○機械換気が設置されていない場合、窓開け換気を行う。

2方向を開けると換気効果が大きい。外気条件を考慮し室内環境に配慮して換気方法を選択。室内環境の目安は、温度18°C～28°C、相対湿度40%～70%が望ましい。

○必要な換気量（一人当たり換気量30m<sup>3</sup>/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね1,000ppm以下に維持（※1）。

必要換気量を満たしているかを確認する方法として、二酸化炭素濃度測定器（CO<sub>2</sub>センサー）の活用が効果的。

（※1）二酸化炭素濃度1,000ppm以下については目安であり、適切な換気や気流となっていることが重要。

○必要な換気量を確保できない場合、換気扇、扇風機、サーキュレーターのほか、HEPAフィルタ付きの空気清浄機（※2）の使用も考えられる。

（※2）高性能微粒子（HEPA）フィルタ付空気清浄機：空気中に浮遊する0.3μmの微粒子の99.97%以上を除去することが可能。空気清浄機は二酸化炭素濃度を下げるることはできないことに留意。

##### 1-2 感染を防ぐための空気の流れの作り方（空気の流れの配慮）

○十分な外気の取り入れ・排気とあわせ、空気の流れにより局所的に生じる空気のよどみを解消。

エアロゾルの発生が多いエリアから排気して、反対側から外気を取り入れると、浮遊するエアロゾルを効果的に削減することが出来る。

○空気の流れを阻害しないパーティションの設置

空気の流れを阻害する高いパーティションや天井からのカーテンなどは空気の流れに対して平行に配置し、空気の通り道を設ける。

目を覆う程度の高さのパーティションは、横の人との距離を1m程度以上確保できる場合は、3方向を塞がないようにする。

（※）ビル管理法の特定建築物に該当する事業所等については、同法に基づく対応を行う。

<sup>16</sup> 内閣官房「新型コロナウイルス感染症対策分科会（第 17 回）」（2022 年 7 月 14 日）

「感染拡大防止のための効果的な換気について」

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/fu/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki\\_teigen.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/fu/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki_teigen.pdf)